

## 第7回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2017年2月21日(火) 午前10時00分～午前11時30分
場所	町田市庁舎10階 10-2会議室
出席者	【委員】 鵜川正樹委員長、米田正巳委員 【事務局】 会計課 【傍聴者】 なし

### 1. 開会

会計管理者から開会挨拶

### 2. 町田市会計基準への提言事項について

事務局から「資料1」の説明

審議の結果、町田市会計基準の改正は不要とし、マニュアル等で解説することとなった。

#### 【主な質疑応答】

鵜川委員 : 当期に発生した債権は、元々引当金の対象外である。

米田委員 : 引当金の算定期間は何年か。

事務局 : 過去5年である。

鵜川委員 : 町田市会計基準を変更する必要があるかといえば、必要ないと思われる。

米田委員 : 町田市では個別に引当金を計上しているわけではないので問題ないと思われる。

米田委員 : 引当金の繰入は会計課で処理しているのか。

事務局 : 会計課で処理している。

鵜川委員 : 誤解を与えるようならマニュアル等で説明してはいかがか。

事務局 : 年度当初に年次財務諸表作成説明会を開催しており、その資料として処理手順を示している。次回の説明会にあたっては、資料に引当金取崩や特別費用のルール of 仕組みがわかるよう工夫する。

鵜川委員 : 貸倒引当金に関して、債務者区分はしているのか。

事務局 : 町田市会計基準において「個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。」と定めており、該当があれば個別に算定している。

米田委員 : 外郭団体の決算状況は確認しているのか。

事務局 : 減損処理に関する調査で確認している。

### 3. 「統一的な基準」への対応について

事務局から「資料2」の説明

町田市会計基準と統一的な基準を比較して、企業会計の観点から、町田市会計基準改正の必要性等について議論した。

#### 【主な質疑応答】

(賞与引当金について)

鵜川委員 : 賞与引当金は法定福利費を含めて計上したほうがよい。厳密な算定ではなく、法定福利費に関する一定の比率を設ける等簡便な方法でよいので計上してはいかがか。

事務局 : 法定福利費は引当金に含める方向で検討する。計上方法を変更するにあたり、町田市会計基準の改正が必要だと思われる。具体的には、賞与引当金の表記中に法定福利費を含めるよう記載内容を変更する。

(退職手当引当金について)

鵜川委員 : 町田市では個別に退職手当支給予定額を算定しているのか。

事務局 : 「統一的な基準」と同様に、自己都合退職を想定した、勤続年数に応じた支給率を基に算定している。

鵜川委員 : 注記の当該引当金算定に関する記載内容を、どのような計算に基づいているのかを注記に示した方がよい。

(不納欠損引当金について)

鵜川委員 : 当該引当金の算定期間である5ヵ年において、決算年度を含むか含まないかについては、町田市の算定方法を変更する必要はない。

米田委員 : 合理的な算定に基づいていけば問題ない。

(投資損失引当金について)

鵜川委員 : 外郭団体に対する注意喚起の意味で当該引当金を加えることを検討してはいかがか。

事務局 : 当該引当金を計上することは企業会計上、一般的なのか。

鵜川委員 : 連結では計上していないが、親会社等で計上していることはある。取得価額に対し実質価額の下落率が30%を上回る場合に計上することもある。

事務局 : 町田市では「有価証券及出資金の減損処理に関する基準」を設けており50%の線引きをしている。30%で線引きするのは企業会計上、一般的なのか。

鵜川委員 : 企業会計では、通常減損の基準は50%であるが、30%で線引き

している場合もある。30%を超える場合は当該引当金を計上し、50%を超える場合は減損処理する等、段階的に処理することを検討してはいかがか。

事務局 : 町田市として、外郭団体への注意喚起を目的として財務諸表を使う予定はない。当該引当金を計上することについては、外郭団体への指導監督に関わる部分も出てくるので庁内全体で検討する必要がある。

鵜川委員 : 該当はないだろうが、本件は検討課題としていただきたい。

(損失補償等引当金について)

米田委員 : 財政健全化法の考え方であり、注記対応で問題ない。

(長期延滞債権について)

鵜川委員 : 統一的な基準への組替で対応するということでよいか。

事務局 : 組替で対応する。

(リースについて)

鵜川委員 : 簡便法と原則法については重要性が低いため、どちらでも問題ない。

事務局 : 簡便法は継続し、所有権移転ファイナンス・リースについては実態にあった耐用年数を適用し、減価償却したいと考えている。

鵜川委員 : 問題ないと思われる。

事務局 : 現在町田市で貸借対照表に計上しているリースのうち、所有権移転のものが多数を占めているため、「リース資産・リース債務の計上に関する基準」の改正が必要だと考えている。

鵜川委員 : 改正については了解した。それに加えて所有権移転外リースを対象外とすることも可能であるので検討してはいかがか。

事務局 : 所有権移転外リースを対象外とすることも視野に入れて改正を検討する。

(ソフトウェアについて)

鵜川委員 : 資産計上することはよいと思う。金額の基準を設けることは考えているのか。

事務局 : まずは実態調査をして、その結果で判断する予定である。

米田委員 : ソフトウェア仮勘定の取り扱いは考えているのか。

鵜川委員 : 他団体では、ソフトウェア勘定の中に制作中のものを含めている場合がある。

事務局 : 他団体の事例等も参考にして会計処理を検討する。

(無形固定資産の減価償却について)

米田委員 : 期間がわかっているのであれば償却したほうがよい。

鵜川委員 : 改正にあたって遡及適用の必要はなく、改正後に生じた案件から適用

すればよい。

(その他)

- 米田委員 : 町田市では、出捐金を資産計上しているのか。  
事務局 : 資産計上している。  
米田委員 : 建物等の残存価格は10%か。  
事務局 : 1円まで償却している。  
米田委員 : 歳計外現金は貸借対照表に計上しているのか。  
事務局 : 計上していない。統一的な基準の組替で計上する予定である。  
鵜川委員 : 町田市基準の財務諸表では注記として追加してはいかがか。  
米田委員 : 市営住宅の敷金は歳計外現金なのか。  
事務局 : 町田市では歳計外現金として扱っている。  
米田委員 : 契約保証金などは本来、預り金として負債に計上すべきであると思う。  
鵜川委員 : 町田市が敷金を支払うようなことがあるのか。  
事務局 : 敷金の支払いがあるかに関しては、実態を確認する必要がある。

#### 4. 建設仮勘定の取り扱いについて

事務局から庁内への注意喚起や月次決算整理における確認について説明した。

#### 【主な質疑応答】

- 米田委員 : 建物等の実査をする予定はあるのか。  
事務局 : 監査事務局において定期監査の一環として、台帳と現物の確認を行う予定である。  
米田委員 : 例えば5年間ですべて確認する等のルーティンを作るとよい。  
鵜川委員 : 月次決算整理ではどのように確認しているのか。  
事務局 : 月次決算整理報告書に記載された内容と当月の仕訳履歴を確認している。また、2017年の1月には資産照合のプレテストとして台帳金額と複式残高を確認し、不一致がある部署については連絡し訂正を行った。  
米田委員 : 確認の中で判明する案件もあると思うが、それを示すことができるのが財務諸表の効果である。積極的に確認をしていただきたい。  
事務局 : 今後、説明会等も予定されているため、積極的に周知していく。

#### 5. その他

特になし。